

資料編 単体情報

◆決算の状況

■貸借対照表

科 目 (資 産 の 部)	2017年度末	2018年度末
現 金	21,623	21,169
預 け 金	582,543	613,989
買 入 手 形	—	—
コ ー ル 口 一 ン	—	—
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 錢 債 権	117	80
金 錢 の 信 託	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
商 品 国 債	—	—
商 品 地 方 債	—	—
商 品 政 府 保 証 債	—	—
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	—	—
有 価 証 券	197,752	192,919
国 債	153,156	140,925
地 方 債	2,227	2,380
短 期 社 債	—	—
社 債	9,902	10,102
貸 付 信 託	—	—
投 資 信 託	31,794	38,792
株 式	161	212
外 国 証 券	510	505
そ の 他 の 証 券	—	—
貸 出 金	1,263,477	1,370,676
割 引 手 形	—	—
手 形 貸 付	16,802	18,472
証 書 貸 付	1,191,751	1,295,719
当 座 貸 越	54,922	56,485
外 国 為 替	—	—
外 国 他 店 預 け	—	—
外 国 他 店 貸	—	—
買 入 外 国 為 替	—	—
取 立 外 国 為 替	—	—
そ の 他 の 資 産	17,152	17,093
未 決 済 為 替 貸	9	8
労 働 金 庫 連 合 会 出 資 金	13,400	13,400
前 払 費 用	79	90
未 収 収 益	2,796	2,777
先 物 取 引 差 入 記 摘 金	—	—
先 物 取 引 差 金 勘 定	—	—
保 管 有 価 証 券 等	—	—
金 融 派 生 商 品	—	—
金 融 商品 等 差 入 担 保 金	—	—
リ ー ス 投 資 資 産	—	—
そ の 他 の 資 産	867	817
有 形 固 定 資 産	18,076	17,711
建 物	6,145	5,973
土 地	11,074	10,957
リ ー ス 資 産	1	0
建 設 仮 勘 定	0	0
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	854	779
無 形 固 定 資 産	218	204
ソ フ ト ウ エ ア	145	131
の れ ん	—	—
リ ー ス 資 産	—	—
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	72	72
前 払 年 金 費 用	354	413
線 延 税 金 資 産	—	—
再 評 価 に 係 る 線 延 税 金 資 産	—	—
債 務 保 証 見 返	421	318
貸 倒 引 当 金	△ 23	△ 20
(う ち 個 別 貸 倒 引 当 金)	(△ 21)	(△ 17)
資 産 の 部 合 計	2,101,715	2,234,555

科 目 (負 債 の 部)	2017年度末	2018年度末
預 金 積 金	1,793,715	1,842,017
当 座 預 金	172	177
普 通 預 金	556,334	586,711
貯 蓄 預 金	1,061	1,003
通 知 預 金	190	140
別 段 預 金	353	445
納 税 準 備 預 金	—	—
定 期 預 金	1,235,603	1,253,538
定 期 積 金	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—
譲 渡 性 預 金	1,000	1,200
借 用 金	190,500	271,900
借 入 金	190,500	271,900
当 座 借 越	—	—
再 割 引 手 形	—	—
売 渡 手 形	—	—
コ ー ル マ ネ ー	—	—
売 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	—	—
コ マ シ ャ ル ・ ベ バ ー	—	—
外 国 為 替	—	—
外 国 他 店 預 り	—	—
外 国 他 店 借	—	—
売 渡 外 国 為 替	—	—
未 払 外 国 為 替	—	—
そ の 他 負 債	4,463	5,033
未 決 済 為 替 借	11	9
未 払 費 用	1,278	1,148
給 付 補 填 備 金	—	—
未 払 法 人 税 等	156	547
前 受 収 益	110	125
払 戻 未 溝 金	9	3
払 戻 未 溝 分	2	7
先 物 取 引 受 入 記 摘 金	—	—
先 物 取 引 差 金 勘 定	—	—
借 入 商 品 債 券	—	—
借 入 有 価 証 券	—	—
売 付 商 品 債 券	—	—
売 付 債 券	—	—
金 融 派 生 商 品	234	—
金 融 商品 等 受 入 担 保 金	—	—
リ ー ス 債 務	0	0
資 産 除 去 債 務	20	20
そ の 他 の 負 債	2,639	3,169
代 理 業 務 勘 定	—	—
賞 与 引 当 金	569	526
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	6,472	6,289
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	136	93
睡 眠 預 金 扱 戻 損 失 引 当 金	209	227
債 務 保 証 損 失 引 当 金	0	0
損 害 補 償 損 失 引 当 金	—	—
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
金 融 商品 取 引 責 任 準 備 金	—	—
線 延 税 金 負 債	1,513	1,932
再 評 価 に 係 る 線 延 税 金 負 債	—	—
債 務 保 証 記 摘 金	421	318
負 債 の 部 合 計 (純 資 産 の 部)	1,999,002	2,129,536
出 資 金	9,046	9,042
普 通 出 資 金	9,046	9,042
優 先 出 資 金	—	—
優 先 出 資 申 込 記 摘 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	83,181	84,477
利 益 準 備 金	9,098	9,098
そ の 他 利 益 剰 余 金	74,082	75,378
特 別 積 立 金	72,288	73,028
(特 別 積 立 金)	6,295	6,295
(金 利 変 動 準 備 積 立 金)	19,630	20,000
(機 械 化 積 立 金)	19,630	20,000
(配 当 準 備 積 立 金)	1,310	1,310
(経 営 基 構 強 化 積 立 金)	22,119	22,119
(そ の 他 の 積 立 金)	3,304	3,304
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,794	2,349
処 分 未 済 持 分	—	—
自 己 優 先 出 資	—	—
自 己 優 先 出 資 申 込 記 摘 金	—	—
会 員 勘 定 合 計	92,227	93,519
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,657	11,499
線 延 ヘ ッ ツ ジ 損 益	△ 171	—
土 地 再 評 価 差 額 金	—	—
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	10,486	11,499
純 資 産 の 部 合 計	102,713	105,018
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,101,715	2,234,555

■重要な会計方針および注記事項

注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理規程に基づき定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 3年～50年

その他 3年～20年

5. 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

6. リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

7. 外貨建資産及び負債の換算基準

外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準については、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、当金庫の定める資産査定規程及び決算経理規程に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権（以下、「債権」とは、貸出金及び貸出金に準ずるその他の債権のこととします。）については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績と平均残存期間から算出した予想損失率等に基づいた引当額を引当てることとしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

すべての債権は、当金庫の定める資産査定規程に則り営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。

9. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

(1) 過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理しております。

(2) 数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理しております。

当金庫は平成31年1月31日に、平成31年4月1日から職員（嘱託等職員および臨時職員を除く）の退職給付制度を最終給与比例制からポイント制に変更するとともに、退職一時金制度の一部を確定拠出年金に移行することを決定しました。上記のうち、ポイント制への変更にともない過去勤務費用288,584千円（退職給付債務の減少）が発生しました。今年度はこのうちの10,306千円を退職給付費用により償却処理しております。

また、確定拠出年金制度への一部移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用する予定です。

なお、この制度移行による退職給付制度終了益を、翌年度において、特別利益に計上する見込みであります。

11. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金規程に基づき、役員が退任した場合の事業年度末要支給額に相当する額を計上しております。

12. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

13. 債務保証損失引当金の計上基準

債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

14. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」

（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に規定する緯延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金（固定金利選択型住宅ローン）とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

15. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

16. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額	13,149,287千円
有形固定資産の圧縮記帳額	583,742千円

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

143,380千円

18. 子会社の株式総額

120,000千円

19. 子会社に対する金銭債権総額

25,890千円

20. 子会社に対する金銭債務総額

302,521千円

21. 破綻先債権額及び延滞債権額

貸出金のうち、破綻先債権額は961,510千円、延滞債権額は5,235,782千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

22. 3カ月以上延滞債権額

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は444,277千円です。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

23. 貸出条件緩和債権額

貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

24. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,641,570千円です。

なお、21.から24.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

25. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

預け金 271,932,020千円

担保資産に対応する債務

別段預金 6,301千円

借用金 271,900,000千円

上記のほか、当座借越、為替決済の取引の担保として定期預け金73,527,900千円、収納代行の担保として1,000千円の定期預け金を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金178,065千円が含まれております。

26. 出資1口当たりの純資産額

11,613円89銭

27. 目的積立金

目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

資料編

28. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び系統金融機関預け金や有価証券運用による市場運用業務などの金融業務を行っております。資金調達は預金で行い、調達した資金は会員に対する融資資金とすることを基本に余剰資金を市場で運用する方針としております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、統合的リスク管理並びに資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

また、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金及び系統金融機関預け金です。

また、有価証券は、主に債券及び投資信託であり、その他目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、金利の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環として行っている金利スワップ取引があります。当金庫では、これらを金融商品に関する金利や価格の変動リスクに対するヘッジ手段として行っており、すべてのデリバティブ取引にヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、ヘッジ対象としている貸出金をグループ化して管理し、ヘッジ手段がヘッジ対象を上回っていないことを検証するなど、ヘッジの有効性を定期的に評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店及び融資部により実施され、リスク管理委員会や理事会において定期的に審議・報告が行われております。

さらに、与信管理の状況については、総合企画部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパートリスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、統合的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理に関する基本方針及び規程類において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会が決定し、理事会が承認した統合的リスク管理に関する年度方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用委員会が策定し理事会が承認した方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行っております。

このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報については総合企画部により検証が行われ、検証結果は資金運用委員会及び理事会に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部牽制を確立したうえで、デリバティブ取引規則に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「金利スワップ取引」、「借用金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内に収まるよう管理しております。

当金庫のVaRは、「有価証券」については分散共分散法（保有期間20日、信頼区間99%、観測期間240営業日）、その他については分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間250営業日）により算出しており、平成31年3月31日現在の当金庫の市場リスク量（損失予想額の推計値）は、全体で4,710,086千円となります。なお、VaR計測にあたって使用する流動性預金の金利満期については、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いて算出しています。

また、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティングを定期的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、統合的リスク管理を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。これらの状況については、定期的に資金運用委員会及び理事会に報告されております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって場合、当該価額が異なることもあります。

29. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです（時価の算定方法については、（注1）を参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	613,989,815	614,915,962	926,146
(2) 有価証券			
その他有価証券	192,787,104	192,787,104	—
(3) 貸出金	1,370,676,865		
貸倒り当金（＊1）	△ 18,259		
	1,370,658,605	1,365,879,467	△ 4,779,138
金融資産計	2,177,435,525	2,173,582,534	△ 3,852,991
(1) 預金積金	1,842,017,651	1,842,164,617	146,966
(2) 借用金	271,900,000	271,900,000	—
金融負債計	2,113,917,651	2,114,064,617	146,966
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒り当金及び個別貸倒り当金を控除しております。

（＊2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30.～33.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間に市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先・実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しております、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借用金

約定期間が短期間（1年以内）であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ取引）であり、取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区分	貸借対照表計上額 (単位：千円)
子会社株式（＊）	120,000
非上場株式（＊）	12,776
労働金庫連合会出資金（＊）	13,400,000
合 計	13,532,776

(＊) 市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	428,204,515	145,685,300	40,100,000	—
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	1,231,960	25,331,110	55,126,815	102,560,330
貸出金（＊）	115,417,147	319,974,966	294,382,743	640,902,007
合 計	544,853,623	490,991,376	389,609,558	743,462,337

(＊) 貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおります。

(注4) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（＊）	1,326,779,579	505,167,061	10,071,009	—
借用金	271,900,000	—	—	—
合 計	1,598,679,579	505,167,061	10,071,009	—

(＊) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

30. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」等、有価証券のほか、「買入金銭債権」の中の信託受益権でその他有価証券と同様の取扱いを行うものが含まれています（以下、33.まで同様）。

その他の有価証券

	種類	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—
	債 券	153,209,075	135,923,801	17,285,273
	国 債	140,925,700	123,904,244	17,021,455
	地 方 債	2,180,555	2,149,939	30,615
	社 債	10,102,820	9,869,617	233,202
	そ の 他	12,854,731	12,115,144	739,586
	小 計	166,063,806	148,038,946	18,024,860
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	79,500	90,151	△ 10,651
	債 券	200,000	200,001	△ 1
	国 債	—	—	—
	地 方 債	200,000	200,001	△ 1
	社 債	—	—	—
	そ の 他	26,523,850	28,785,713	△ 2,261,863
	小 計	26,803,350	29,075,866	△ 2,272,516
	合 計	192,867,156	177,114,812	15,752,344

31. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ございません。

32. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株 式	301,203	23,389	—
債 券	14,860,675	161,424	—
国 債	14,860,675	161,424	—
地 方 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	15,161,878	184,814	—

33. 保有目的を変更した有価証券
該当ございません。

34. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、228,950,484千円です。

このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）は112,537,094千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半期毎に）予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち116,413,389千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

35. 緑延税金資産及び緑延税金負債の発生の主な原因別の内訳

緑延税金資産及び緑延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

緑延税金資産	
貸倒引当金	4,828千円
退職給付引当金	1,586,533
固定資産減価償却額	343,492
有価証券評価損	689
賞与引当金	142,038
その他有価証券評価差額金	613,579
その他	411,432
緑延税金資産小計	3,102,595
評価性引当額	△ 166,784
緑延税金資産合計	2,935,811
緑延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4,866,712
その他	1,562
緑延税金負債合計	4,868,274
緑延税金負債の純額	1,932,463千円

以上

資料編

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2017年度	2018年度
経 常 収 益	25,680	26,262
資 金 運 用 収 益	23,344	23,868
貸 出 金 利 息	18,301	18,681
預 け 金 利 息	1,787	1,723
買 入 手 形 利 息	—	—
コ ー ル ロ ー ン 利 息	—	—
買 現 先 利 息	—	—
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	—	—
有 価 証 券 利 息 配 当 金	2,529	2,562
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	—	—
そ の 他 の 受 入 利 息	725	900
役 務 取 引 等 収 益	939	1,021
受 入 為 替 手 数 料	311	320
そ の 他 の 役 務 収 益	627	701
そ の 他 の 事 務 収 益	853	1,018
外 国 為 替 売 買 益	—	—
商 品 有 価 証 券 売 買 益	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	163	161
国 債 等 債 券 償 戻 益	—	—
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—
そ の 他 の 事 務 収 益	689	857
そ の 他 経 常 収 益	542	353
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	18	2
償 却 債 権 取 立 益	0	0
株 式 等 売 却 益	216	23
金 銭 の 信 記 運 用 益	—	—
そ の 他 の 経 常 収 益	307	327
経 常 費 用	23,747	23,669
資 金 調 達 費 用	991	703
預 金 利 息	529	466
給 付 備 備 金 緑 入 額	—	—
譲 渡 性 預 金 利 息	0	0
借 用 金 利 息	0	0
売 渡 手 形 利 息	—	—
コ ー ル マ ネ ー ト 利 息	—	—
売 現 先 利 息	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	—	—
コ マ ー ジ ャ ル ・ ベ ー バ ー 利 息	—	—
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	461	235
そ の 他 の 支 払 利 息	—	—
役 務 取 引 等 費 用	3,670	4,346
支 払 為 替 手 数 料	1,259	1,320
そ の 他 の 役 務 費 用	2,411	3,025
そ の 他 業 務 費 用	26	157
外 国 為 替 売 買 損	—	—
商 品 有 価 証 券 売 買 損	—	—
国 債 等 債 券 売 却 損	—	—
国 債 等 債 券 償 戻 損	24	153
国 債 等 債 券 償 却	—	—
金 融 派 生 商 品 費 用	—	—
そ の 他 の 事 務 費 用	2	4
経 常 費	18,818	18,228
人 件 費	9,917	9,689
物 件 費	8,710	8,385
税 金	190	154
そ の 他 経 常 費 用	239	232
貸 倒 引 当 金 緑 入 額	—	—
貸 出 金 償 却	—	—
株 式 等 売 却 損	0	—
株 式 等 償 却	—	—
金 銭 の 信 記 運 用 損	—	—
そ の 他 資 産 儲 却	—	—
退 職 手 当 金	95	124
そ の 他 の 経 常 費 用	143	108
経 常 利 益	1,932	2,593
特 別 利 益	5	11
固 定 資 産 処 分 益	5	11
負 の の れ ん 発 生 益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	239	155
固 定 資 産 処 分 損	18	10
減 損 損 失	220	141
金融商品取引責任準備金緑入額	—	—
そ の 他 の 特 別 損 失	—	3
税 引 前 当 期 純 利 益	1,698	2,449
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	221	722
法 人 税 等 調 整 額	331	44
法 人 税 等 合 計	553	767
当 期 純 利 益	1,144	1,682
緑 越 金 (当 期 首 残 高)	649	667
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,794	2,349

注1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引による収益総額 3,996千円

子会社との取引による費用総額 214,493千円

3. 出資1口当たりの当期純利益金額 186円5銭

4. 固定資産の重要な減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失 額 (千円)
古 貨 支 店	営 業 店	土地及び事務機器等	62,802
水 俣 支 店	営 業 店	土地及び事務機器等	24,609
大 口 支 店	営 業 店	土地及び事務機器等	18,511
種 子 島 支 店	営 業 店	建物及び事務機器等	9,961
小 林 支 店	営 業 店	土地及び事務機器等	5,282
三 重 支 店	営 業 店	土地及び事務機器等	5,063
高 鍋 支 店	営 業 店	建物及び事務機器等	4,260
五 島 支 店	営 業 店	建物及び事務機器等	3,660
長 崎 県 庁 支 店	営 業 店	建物及び事務機器等	2,764
徳 之 島 支 店	営 業 店	土地及び事務機器等	2,156
鹿 尾 島 県 庁 支 店	営 業 店	建物及び事務機器等	1,445
柳 川 支 店	営 業 店	建物及び事務機器等	1,245
合 計			141,764

当金庫は、営業用動産不動産については継続的に行っている管理会計上の収益把握単位である営業店を、所有不動産については各資産をグレーピングの最小単位にしています。統括本部、県本部は独立したキャッシュ・フローを生み出さない共用資産としております。

当事業年度に減損損失を認識した資産もしくは資産グループの中で、古賀支店、水俣支店、大口支店、種子島支店、小林支店、三重支店、高鍋支店、五島支店、長崎県庁支店、徳之島支店、鹿児島県庁支店、柳川支店において、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり市場価格等が著しく下落していると認められたことから、当該資産もしくは資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るために減損損失を認識したものであります。

これにより、資産もしくは資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(141,764千円)として特別損失に計上しております。その内訳は、土地117,530千円、建物20,984千円、土地建物以外の資産3,249千円であります。

なお、当資産もしくは資産グループの回収可能価額は正味売却価額であります。土地及び建物については不動産鑑定評価基準に準じて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しています。重要性が乏しい資産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しています。

以 上

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	2017年度 総会承認日2018年6月25日	2018年度 総会承認日2019年6月25日
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,794	2,349
積 立 金 取 崩 額	—	—
剩 余 金 処 分 額	1,126	1,903
利 益 準 備 金	—	—
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	361	361
優 先 出 資 に 対 す る 配 当 金	—	—
事 業 の 利 用 分 量 に 対 す る 配 当 金	24	42
特 別 積 立 金	740	1,500
内 金 利 変 動 準 備 積 立 金	370	750
内 機 械 化 積 立 金	370	750
緑 越 金 (当 期 末 残 高)	667	446

以上の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書については、2019年5月31日に監事の監査を受けております。

また、同年6月25日の総会において貸借対照表及び損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

なお、当金庫は、定款の定めにより、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を2019年5月22日に受けております。

2018年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2019年6月26日

九州労働金庫
理事長

山 城 正 一

■純資産の内訳

科 目	(単位:百万円)	
	2017年度	2018年度
純 資 産	102,713	105,018
出 資 金	9,046	9,042
普 通 出 資 金	9,046	9,042
優 先 出 資 金	—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	83,181	84,477
利 益 準 備 金	9,098	9,098
そ の 他 利 益 剰 余 金	74,082	75,378
特 別 積 立 金	72,288	73,028
(特 別 積 立 金)	(6,295)	(6,295)
(金 利 变 動 準 備 積 立 金)	(19,630)	(20,000)
(機 械 化 積 立 金)	(19,630)	(20,000)
(配 当 準 備 積 立 金)	(1,310)	(1,310)
(経 営 基 盤 強 化 積 立 金)	(22,119)	(22,119)
(そ の 他 の 積 立 金)	(3,304)	(3,304)
当 期 未 处 分 剰 余 金	1,794	2,349
処 分 未 満 持 分	—	—
自 己 優 先 出 資	—	—
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
会 員 励 定 合 計	92,227	93,519
そ の 他 有 値 証 券 評 価 差 額 金	10,657	11,499
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 171	—
土 地 再 評 價 差 額 金	—	—
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 額	10,486	11,499

■職員の状況

項 目	2017年度末	2018年度末
一 般 職 員	902人	875人
そ の 他 の 従 業 員	337人	332人
合 計	1,239人	1,207人
平 均 年 齢	43歳7月	43歳10月
平 均 勤 続 年 数	18年2月	18年1月
平 均 給 与 月 額	366千円	375千円

(注) 1. 職員および従業員には、常勤の職員等を記載し、臨時の職員は含まれおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額です。

■出資配当等

科 目	(単位:千円、%)	
	2017年度 総会承認日 2018年6月25日	2018年度 総会承認日 2019年6月25日
出 資 配 当	361,836 (年4%の割合)	361,693 (年4%の割合)
利 用 配 当	24,995	42,064
配 当 負 担 率	21.56	17.18

(注) 配当負担率 = $\frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$

■報酬等に関する事項

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事及び監事のことです。対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行及び功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

●報酬

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、通常総会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

●退職慰労金

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得た後に支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- 支払基準……役員退職慰労金規程
- 支払額……役員退職慰労金規程
- 支給制限……役員退職慰労金規程
- 支給要件および辞退……役員退職慰労金規程
- 支払事務……役員退職慰労金事務処理要領

(2) 平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支給総額
対 象 役 員 に 对 す る 報 酬 等	232

(注) 1. 対象役員に該当する理事は42名、監事は8名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「報酬」199百万円、「退職慰労金」32百万円となっております。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労金の合計額です。

(3) その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日金融庁・厚生労働大臣告示第4号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者のことです。

なお、平成30年度において対象職員等に該当する者はおりません。

以 上

■大口出資会員

(単位:千円、%)

順位	会員名	出資金額	出資金額に対する割合
1	公益財団法人宮崎靈園事業団	200,000	2.21%
2	一般社団法人鹿児島県労働者福祉協議会	151,260	1.67%
3	一般社団法人大分県労働者福祉協議会	150,000	1.65%
4	一般社団法人佐賀県労働者福祉協議会	148,117	1.63%
5	新日鐵住金八幡労働組合	142,909	1.58%
6	自治労宮崎県本部	138,792	1.53%
7	佐賀市職員労働組合	119,847	1.32%
8	旭化成労働組合	115,000	1.27%
9	一般財団法人福岡県教職員互助会	110,000	1.21%
10	全労済九州統括本部鹿児島推進本部	102,625	1.13%

■会員数内訳

項 目	2017年度末			2018年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
團 体 会 員	6,118	8,838,293	97.70	6,156	8,848,891	97.85
民 間 労 働 組 合	2,863	4,003,051	44.25	2,869	3,999,963	44.23
民 間 以 外 の 労 働 組 合 及 び 公 務 員 の 団 体	844	3,150,083	34.82	861	3,163,954	34.98
消 費 生 活 協 同 組 合 及 び 同 連 合 会	81	500,468	5.53	81	530,468	5.86
そ の 他 の 団 体	2,330	1,184,691	13.09	2,345	1,154,506	12.76
個 人 会 員	12,519	207,718	2.29	12,034	193,626	2.14
合 計	18,637	9,046,011	100.00	18,190	9,042,517	100.00

◆ 主な経営指標

■ 主要な事業の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	27,530	26,841	25,762	25,680	26,262
経常利益	2,190	2,781	1,545	1,932	2,593
当期純利益	1,572	2,035	1,005	1,144	1,682
業務純益	2,135	2,791	1,807	1,906	2,795
純資産額	94,834	103,586	101,464	102,713	105,018
総資産額	1,851,195	1,871,257	1,950,490	2,101,715	2,234,555
預金積金残高	1,740,436	1,750,757	1,754,901	1,793,715	1,842,017
貸出金残高	1,175,447	1,169,293	1,184,011	1,263,477	1,370,676
有価証券残高	147,751	179,022	191,334	197,752	192,919
出資総額	9,078	9,061	9,055	9,046	9,042
出資総口数(口)	9,078,316	9,061,514	9,055,484	9,046,011	9,042,517
出資に対する配当金	363	362	362	361	361
職員員数(人)	1,361	1,338	1,272	1,239	1,207
単体自己資本比率(%)	10.18	10.25	9.89	9.18	8.47

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」により、自己資本比率を算定しています。
なお、当金庫は国内基準を採用いたします。

3、「業務純益」とは「業務粗利金」から「貸倒引当金純額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。

3. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から「貢倒引当金純益額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。

■ 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円、%)

項目		2017年度	2018年度
業務粗利	益	20,448	20,701
業務粗利	益率	1.04	0.96
資金運用	収支	22,352	23,165
役務取引	等収支	△2,731	△3,324
その他の業務	収支	826	860
資金運用勘定	平均残高	1,952,893	2,140,861
資金運用収益(受取利息)		23,344	23,868
資金運用収益増減(△)額		△224	524
資金運用利率回り		1.19	1.11
資金調達勘定	平均残高	1,895,285	2,081,722
資金調達費用(支払利息)		991	703
資金調達費用増減(△)額		△128	△288
資金調達利回り		0.05	0.03
資金調達原価率		1.03	0.89
資金利鞘		0.16	0.22
総資産経常利益率		0.09	0.11
総資産当期純利益率		0.05	0.07
総資産業務純益率		0.09	0.12
純資産経常利益率		1.88	2.47
純資産当期純利益率		1.11	1.60
純資産業務純益率		1.86	2.67

(注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 利益率・純益率

$$\text{総資産（純）利益率} = \frac{\text{（純）利益}}{\text{総資産（除く債務保証見返）平均残高}} \times 100$$

$$\text{純資産 (純) 利益率} = \frac{\text{純資産 (純) 利益}}{\text{純資産 (外部流出額を除く) 期末残高}} \times 100$$

「総資産当期純利益率」および「純資産当期純利益率」は、税引前の当期純利益を使用した場合、以下のとおりとなります。

(单位: %)

項目	2017年度	2018年度
総資産当期純利益率	0.08	0.11
純資産当期純利益率	1.65	2.34

◆預金に関する指標

■預金科目別残高 (期末残高)

(单位：百万円)

項 目	2017年度末				2018年度末			
	個人預金	法 人			個人預金	法 人		
		公 預 金	金融機関 預 金	その他 預 金		公 預 金	金融機関 預 金	その他 預 金
当座預金	—	—	—	172	—	—	—	177
普通預金	495,702	2,267	0	58,364	524,396	2,334	0	59,980
貯蓄預金	1,061	—	—	—	1,003	—	—	—
通知預金	—	—	—	190	—	—	—	140
別段預金	21	137	68	126	21	132	82	209
納税準備預金	—	—	—	—	—	—	—	—
定期預金	1,114,834	17,301	1,104	102,361	1,130,559	19,007	1,784	102,188
定期積金	—	—	—	—	—	—	—	—
その他預金	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,611,620	19,706	1,173	161,214	1,655,981	21,473	1,867	162,694

■預金種類別内訳（平均残高）

(单位：百万元)

項目	2017年度	2018年度
流动 性 預 金	554,648	583,577
定期 性 預 金	1,236,894	1,255,110
譲渡 性 預 金	1,000	1,133
その他の預金	—	—
合 計	1,792,543	1,839,821

■定期預金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）

(单位：百万吨)

項目	2017年度末	2018年度末
固定金利定期預金	1,234,788	1,252,727
変動金利定期預金	814	810
その他の	—	—
合計	1,235,603	1,253,538

■預金者別内訳（期末残高）

(単位：百万円、%)

項目	2017年度末		2018年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
団体会員	1,579,040	88.03	1,616,579	87.76
民間労働組合	441,659	24.62	450,811	24.47
民間以外の労働組合及び公務員の団体	911,192	50.79	936,705	50.85
消費生活協同組合及び同連合会	8,327	0.46	9,107	0.49
その他の団体	217,860	12.14	219,954	11.94
(うち間接構成員)	(1,456,872)	(81.22)	(1,494,238)	(81.11)
上記団体に所属しない個人会員	5,436	0.30	5,251	0.28
国・地方公共団体及び非営利法人	34,549	1.92	36,848	2.00
一般員外	174,689	9.73	183,338	9.95
合計	1,793,715	100.00	1,842,017	100.00

(注) 1. 預金残高には譲渡性預金は含んでいません。

2. 当金庫は、定款の定めにより、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けています。

■財形貯蓄残高（期末残高）

(単位：百万円、%)

項目	2017年度末		2018年度末	
	金額	預金に占める割合	金額	預金に占める割合
一般財形	276,773	15.43	279,091	15.15
財形年金	111,290	6.20	108,859	5.90
財形住宅	22,976	1.28	21,419	1.16
合計	411,040	22.91	409,370	22.22

(注) 預金に占める割合は、譲渡性預金を除く残高から算出したものです。

◆貸出金に関する指標

■貸出金科目別内訳（平均残高）

(単位：百万円)

項目	2017年度	2018年度
手形貸付	12,958	16,444
証書貸付	1,147,877	1,237,934
当座貸越	53,669	55,703
割引手形	—	—
合計	1,214,505	1,310,083

■貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）

(単位：百万円)

項目	2017年度末	2018年度末
固定金利貸出金	168,569	166,169
変動金利貸出金	1,094,907	1,204,507
合計	1,263,477	1,370,676

(注) 1. 手形貸付・当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

2. 固定金利選択型については、「変動金利貸出金」に含んでいます。

■貸出金担保種類別内訳（期末残高）

(単位：百万円)

項目	2017年度末	2018年度末
当金庫預金積金	4,683	4,443
有価証券	—	—
動産	—	5
不動産	15,721	13,544
その他	9	7
(小計)	(20,414)	(18,000)
保証	1,190,556	1,302,929
信用	52,505	49,746
合計	1,263,477	1,370,676

■貸出金使途別内訳（期末残高）

(単位：百万円、%)

項目	2017年度末		2018年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
資金手当	—	—	—	—
活資	206,647	16.35	214,454	15.64
力士ドロップ	38,326	3.03	41,937	3.05
教育	28,252	2.23	30,661	2.23
その他	140,069	11.08	141,856	10.34
福利共済資金	37,312	2.95	35,440	2.58
設備資金	15,390	1.21	14,773	1.07
生協資金	60	0.00	45	0.00
設備資金	60	0.00	50	0.00
住宅資金	1,004,005	79.46	1,105,912	80.68
住宅事業資金	—	—	—	—
合計	1,263,477	100.00	1,370,676	100.00

資料編

■貸出金貸出先別・業種別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2017年度末		2018年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
民間労働組合	418,237	33.10	454,834	33.18
民間以外の労働組合及び公務員の団体	247,943	19.62	250,253	18.25
消費生活協同組合及び同連合会	147,230	11.65	179,131	13.06
その他の団体	388,852	30.77	427,316	31.17
《民間接構成員》	〈1,201,972〉	〈95.13〉	〈1,311,266〉	〈95.66〉
個人会員	156	0.01	115	0.00
会員等計	1,202,421	95.16	1,311,650	95.69
預金積金担保貸出	269	0.02	267	0.01
その他	60,786	4.81 (100.00)	58,758	4.28 (100.00)
製造業	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—
国・地方公共団体	52,497	(86.36)	49,740	(84.65)
個人	8,254	(13.57)	8,718	(14.83)
その他	34	(0.05)	299	(0.50)
会員外計	61,055	4.83	59,025	4.30
合計	1,263,477	100.00	1,370,676	100.00

■常勤役職員一人当たり預金・貸出金残高(単位:百万円)

項目	2017年度	2018年度
預金残高	1,353	1,425
貸出金残高	917	1,014

(注) 1. 役職員数は期中平均人員を使用しています。

2. 残高は平均残高を使用しています。

■1店舗当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

項目	2017年度	2018年度
預金残高	21,860	22,436
貸出金残高	14,811	15,976

(注) 1. 店舗数は期末の店舗数を使用しています。

2. 残高は平均残高を使用しています。

◆有価証券に関する指標

■商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客さまに商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

■有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位:百万円)

項目	合計	期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	2017年度末	153,156	—	2,606	28,240	122,310
	2018年度末	140,925	—	12,526	36,236	92,162
地方債	2017年度末	2,227	—	200	1,264	762
	2018年度末	2,380	—	200	1,415	764
短期社債	2017年度末	—	—	—	—	—
	2018年度末	—	—	—	—	—
社債	2017年度末	9,902	—	—	—	9,902
	2018年度末	10,102	—	—	—	10,102
貸付信託	2017年度末	—	—	—	—	—
	2018年度末	—	—	—	—	—
投資信託	2017年度末	31,794	7,220	—	11,320	13,252
	2018年度末	38,792	8,457	1,031	10,883	18,125
株式	2017年度末	161	161	—	—	—
	2018年度末	212	212	—	—	—
外国証券	2017年度末	510	—	—	510	—
	2018年度末	505	—	—	505	—
その他証券	2017年度末	—	—	—	—	—
	2018年度末	—	—	—	—	—
合計	2017年度末	197,752	7,381	200	15,702	42,255
	2018年度末	192,919	8,669	1,231	25,331	55,126
						132,213
						102,560

■有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円、%)

項目	2017年度		2018年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	138,399	76.41	128,391	71.64
地方債	2,124	1.17	2,275	1.26
短期社債	—	—	—	—
社債	8,984	4.96	9,868	5.50
貸付信託	—	—	—	—
投資信託	30,903	17.06	37,999	21.20
株式	139	0.07	163	0.09
外国証券	563	0.31	500	0.27
その他の証券	—	—	—	—
合計	181,115	100.00	179,199	100.00

(注) 社債には政府保証債、事業債が含まれます。

■有価証券の時価情報

もうきんでは、預金の形でお預かりした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどにふり向け、勤労者の借入ニーズに応えていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。

このため当金庫は、保有する金融商品について時価会計に基づく決算を実

施しています。金融商品会計に基づく情報については、貸借対照表注記をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2019年3月末現在の状況であり、今後、変動していきます。確定（実現）した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1. 売買目的有価証券

該当がありません。

2. 満期保有目的の債券

該当がありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の時価を把握することが極めて困難と認められるため、下記5に記載しております。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	項目	2017年度末			2018年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	28	22	6	—	—	—
	債券	153,809	137,739	16,070	153,209	135,923	17,285
	国債	145,494	129,521	15,973	140,925	123,904	17,021
	地方債	1,679	1,649	29	2,180	2,149	30
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	6,636	6,567	68	10,102	9,869	233
	その他	10,944	10,293	650	12,854	12,115	739
小計		164,782	148,055	16,727	166,063	148,038	18,024
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	79	90	△10
	債券	11,477	11,539	△62	200	200	△0
	国債	7,662	7,689	△27	—	—	—
	地方債	548	550	△1	200	200	△0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	3,266	3,300	△33	—	—	—
	その他	21,477	23,542	△2,065	26,523	28,785	△2,261
小計		32,954	35,082	△2,128	26,803	29,075	△2,272
合計		197,737	183,138	14,599	192,867	177,114	15,752

(注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

2. 社債には、政府保証債、事業債が含まれます。

3. その他には、外国証券と買入金銭債権の中の信託受益権で、有価証券と同様の取扱を行うものが含まれます。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項目	2017年度末	2018年度末
子会社・子法人等株式	120	120
関連法人等株式	—	—
非上場株式	12	12
合計	132	132

■預証率

項目		2017年度	2018年度
期末	値	11.01	10.46
期中平均値		10.10	9.74

■金銭の信託の時価情報

該当がありません。

■金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

「当金庫のデリバティブへの取り組み姿勢等」について

① 「利用目的」

当金庫では、保有している金融資産や負債についての将来の金利変動等による損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を活用しています。

② 「取り組みの状況」

具体的には、固定金利選択型住宅ローンで低利な融資をご提供する際に、将来の金利変動リスク回避を目的とした金利スワップ取引を実施しています。

なお、当金庫では全てのデリバティブ取引に対し、ヘッジ会計を適用しております。

③ 「リスク管理体制」

当金庫では、「資金運用規程」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取り扱い基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。運用状況については、理事会などに報告しています。

今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

1. 金利関連取引

ヘッジ会計適用分を除き、該当する取引の取り扱いはありません。

2. 通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジット・デリバティブ取引

該当する取引の取り扱いはありません。

用語の解説

◆「デリバティブ取引」とは

債券や株式等、従来の金融商品から派生した新しいタイプの取引で、「金融派生商品取引」とも呼ばれます。金融自由化により、国内外の金融市场で急速に拡大している金融取引の一つです。

「デリバティブ取引」は、主に次の3種類に分けられます。

(1) 先物取引 (2) スワップ取引 (3) オプション取引

◆「先物取引」とは

原資産（債券や株式等）の価格、金利、指数について、将来の決まった時点での精算する約束のもとに、その値を売買する取引のことをいいます。

◆「スワップ取引」とは

あらかじめ定めた一定の条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨の場合（金利スワップ）と異なる通貨の場合（通貨スワップ）があります。当金庫では、固定金利選択型住宅ローンの取り扱いに伴う金利変動リスクを避けるために、金利スワップ取引を利用しています。

◆「オプション取引」とは

あらかじめ定めた一定の条件のもとで、債券、株式、通貨等の特定の商品を購入または売却する「権利」を売買する取引のことです。オプションの購入者は対価（プレミアム）を支払ってオプション行使する権利を手に入れ、オプションの売却者はオプション行使に応じる義務を負います。

◆「クレジット・デリバティブ」とは

対象となる債券取引等の相手方の信用（倒産等による不履行＝デフォルト）リスクを回避するために行われるオプション取引の一形態で、当該相手方のデフォルト時に補償を受ける権利を買う「プロテクション購入」と、デフォルト時に補償を受ける権利を売る「プロテクション売却」があります。

◆公共債窓口販売実績等

■公共債窓口販売実績

(単位：千円)

項目		2017年度	2018年度
国	債	2,228,960	2,587,840
地	方	—	—

(注) 個人および団体を含んでいます。

■投資信託窓口販売実績

(単位：千円)

項目		2017年度	2018年度
投	資	613,233	639,652

(注) 1. 定時定額買付取引を含んでいます。

2. 販売実績は受渡金額を記載しています。

■内国為替取扱実績

(単位：件)

項目		区分	2017年度	2018年度
送金・振込	各地へ向けた分	407,595	417,268	
	各地より受けた分	3,245,961	3,296,638	
代金取立	各地へ向けた分	82	97	
	各地より受けた分	704	704	
合計	各地へ向けた分	407,677	417,365	
	各地より受けた分	3,246,665	3,297,342	

◆自己資本の充実の状況

■単体自己資本比率（国内基準）

(単位：%)

2017年度末	2018年度末
9.18	8.47

(注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しています。

用語の解説

◆「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本率} = \frac{\text{自己資本の額} (\text{コア資本に係る基礎項目の額 (注1)} - \text{コア資本に係る調整項目の額 (注2)})}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額 (注3)} + \text{オペレーション・リスク相当額} \times 12.5 \text{ (注4)}} \times 100$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオーバランス取引等）、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関連エクスボージャーの額の合計額

(注4) 8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

①信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」および「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」（注）を採用しています。

(注) 標準的手法……細分化されたリスク・ウェイトを資産に乘じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン（1億円以下）が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

②オペレーション・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」および「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」（注）を採用しています。

(注) 基礎的手法……粗利益の15%（直近3年の平均値）をオペレーション・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は8.47%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	2017 年度末	経過措置に よる不算入額	2018 年度末
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	91,840		93,115
うち、出資金及び資本剰余金の額	9,046		9,042
うち、利益剰余金の額	83,181		84,477
うち、外部流出予定額 (△)	386		403
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2		3
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2		3
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	91,842	93,118
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	127	31	149
うち、のれんに係るもの	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	127	31	149
緑延税金資産（一時差異に係るもの）の額	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	206	51	301
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少數出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、緑延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、緑延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(口)	334	450
自己資本			
自己資本の額	((イ) - (口)) (ハ)	91,508	92,668
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	957,524		1,054,376
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,045		—
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）	31		—
うち、緑延税金資産	—		—
うち、前払年金費用	51		—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,128		—
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	38,853		38,527
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	996,377	1,092,904
自己資本比率			
自己資本比率	((ハ) / (ニ))	9.18	8.47

用語の解説

◆「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+（△）調整・控除項目で構成されます。

◆「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められています。算入できる項目は、普通出資、非累積の永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました。（ただし、経過措置が設けられています）。

◆「出資金」とは

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引き当てる基本財産の額です。

◆「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰り延べて支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰り延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

◆「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されるものです。

時価等での発行となる優先出資については、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはあります。

◆「利益準備金」とは

労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

◆「特別積立金」とは

当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

(1) 金利変動準備積立金

市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。

(2) 機械化積立金

事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体制を作り上げるための積立金のことです。

(3) 配当準備積立金

配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

(4) 経営基盤強化積立金

将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

◆「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

◆「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

◆「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当てる（積み立て）るもので、当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および退職給付引当金等を引き当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引き当てという制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%）

◆「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier2）に加算することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取り扱いとなりました。

ただし、この取り扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入（算入割合は年々減少）することができます。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。

◆「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます（ただし、2017年度末までは経過措置が設けられており、当金庫ではこの経過措置を適用していました）。

◆「のれん及びモーテージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーテージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます（2012年度までの旧告示では信用リスク・アセットの額の合計額に加算されていました）。

ただし、この取り扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた掛目を乗じた額を調整項目の額に算入し、算入されなかったものの額をリスク・アセットの額の合計額に算入することが可能でした。

当金庫では2017年度末までこの経過措置を適用していました。

◆「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

◆「証券化エクスボージャー」とは

証券化取引に係るエクスボージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスボージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

◆「再証券化」とは

証券化取引のうち、原資産の一部または全部が証券化エクスボージャーである取引のことです。ただし、一定の証券化取引で、証券化の前後で証券化取引に係るリスク特性に変化がないもの等を除きます。

◆「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

ただし、この取り扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた掛目を乗じた額を調整項目の額に算入し、算入されなかったものの額をリスク・アセットの額の合計額に算入することが可能でした。

当金庫では2017年度末までこの経過措置を適用していました。

◆「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整控除項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

■自己資本調達手段の概要

2018年度末の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されています。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：九州労働金庫 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：9,042百万円
------	--

2 自己資本の充実度に関する事項

■信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	(A)	2017年度末		2018年度末	
		リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク	(A)	957,524	38,300	1,054,376	42,175
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー（注3）		959,145	38,365	1,038,285	41,531
ソブリン向け（注4）		18	0	0	0
金融機関向け		117,494	4,699	123,142	4,925
事業法人等向け		5,239	209	4,525	181
中小企業等・個人向け		655,852	26,234	743,198	29,727
抵当権付住宅ローン		116,709	4,668	114,515	4,580
不動産取得等事業向け		7	0	—	—
延滞債権（注5）		1,766	70	1,377	55
その他（注6）		62,055	2,482	51,526	2,061
証券化エクスポージャー (うち再証券化)		23 (-)	0 (-)	16 (-)	0 (-)
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー（注7）				16,074	642
ルック・スルー方式（注8）				16,074	642
マンデート方式（注9）				—	—
蓋然性方式（250%）（注10）				—	—
蓋然性方式（400%）（注10）				—	—
フォールバック方式（1250%）（注11）				—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		83	3	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに 係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		△ 2,128	△ 85	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額（注12）		171	6	—	—
中央清算機関関連エクspoージャー（注13）		228	9	—	—
オペレーションルック・リスク（注14）	(B)	38,853	1,554	38,527	1,541
リスク・アセット、総所要自己資本額	(A) + (B) (C)	996,377	39,855	1,092,904	43,716

(注) 1. 「リスク・アセット」とは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをともなうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。

なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフバランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に関係するものです。

2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%

3. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクspoージャーのことです。

6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクspoージャーのうち「その他」は、株式、出資およびオフ・バランス取引等です。

7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクspoージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8.~11.の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。なお、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー」に関する取扱いは2018年度末から適用されるものであり、そのため2017年度末の計数にはこの取扱いを適宜適用しておりません。

8. 「ルック・スルー方式」は、エクspoージャーの裏付となる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付となる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

ルック・スルー方式= $\frac{\text{裏付となる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付となる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$

9. 「マンデート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクspoージャーの裏付となる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

裏付となる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように

マンデート方式= $\frac{\text{算出したエクspoージャーの裏付となる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付となる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$

10. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンデート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクspoージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。

11. 「フォールバック方式」は、「ルック・スルー方式」「マンデート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。

12. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘査しない場合の評価額と勘査する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことを行います。

13. 「中央清算機関関連エクspoージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクspoージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となります。

14. 「オペレーションルック・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。

(基礎的手法の算定方法)

$$\text{オペレーションルック・リスク} = \frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

■金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

●現在の自己資本の充実状況について

2018年度末の当金庫の自己資本比率は8.47%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。

また、自己資本のほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しています。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価し

ています。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーション・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っています。

●将来の自己資本の充実策

当金庫では、事業計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

3

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

地域別

エクspoージャー区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクspoージャー (注3)	
			2017 年度末	2018 年度末	2017 年度末	2018 年度末	2017 年度末	2018 年度末	2017 年度末	2018 年度末	2017 年度末	2018 年度末		
地域区分														
国 内	2,133,870	2,244,158	1,322,415	1,428,193	152,277	136,123	615	—	—	—	658,561	679,841	1,320	1,012
国 外	14,103	501	—	—	13,165	500	—	—	—	—	938	1	—	—
合 計	2,147,974	2,244,660	1,322,415	1,428,193	165,442	136,623	615	—	—	—	659,499	679,843	1,320	1,012

業種別

エクspoージャー区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクspoージャー (注3)	
			2017 年度末	2018 年度末	2017 年度末	2018 年度末	2017 年度末	2018 年度末	2017 年度末	2018 年度末	2017 年度末	2018 年度末		
業種区分														
製 造 業	4,225	4,230	—	—	4,200	4,200	—	—	—	—	25	30	—	—
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	500	500	—	—	500	500	—	—	—	—	0	0	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	—	—
情 報 通 信 業	—	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	45	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	3,405	3,405	—	—	3,400	3,400	—	—	—	—	5	5	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19	—	—
金融業、保険業	602,019	629,124	—	—	150	—	615	—	—	—	601,253	629,124	—	—
不動産業、物品賃貸業	1,309	1,302	—	—	1,300	1,300	—	—	—	—	9	2	—	—
医 療 、 福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	121	120	—	—	—	—	—	—	—	—	121	120	—	—
国・地 方 公 共 団 体	206,773	176,845	52,497	49,740	153,744	126,723	—	—	—	—	531	381	—	—
個 人	1,267,375	1,378,840	1,266,191	1,377,565	—	—	—	—	—	—	1,183	1,274	1,320	1,012
そ の 他 (注4)	62,242	50,225	3,727	886	2,148	500	—	—	—	—	56,366	48,838	—	—
合 計	2,147,974	2,244,660	1,322,415	1,428,193	165,442	136,623	615	—	—	—	659,499	679,843	1,320	1,012

残存期間別

エクspoージャー区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクspoージャー (注3)	
			2017 年度末	2018 年度末	2017 年度末	2018 年度末	2017 年度末	2018 年度末	2017 年度末	2018 年度末	2017 年度末	2018 年度末		
期間区分														
期間の定めのないもの(注5)	224,412	281,503	155,642	153,409	384	—	30	—	—	—	68,355	128,093	1,320	1,012
1 年 以 下	411,399	378,806	18,746	20,514	199	200	450	—	—	—	392,002	358,091	—	—
1 年 超 3 年 以 下	99,275	90,027	18,224	18,735	5,071	1,199	—	—	—	—	75,978	70,091	—	—
3 年 超 5 年 以 下	114,439	128,134	36,541	37,692	5,860	12,719	28	—	—	—	72,009	77,722	—	—
5 年 超 7 年 以 下	59,579	67,347	44,704	47,097	13,603	300	106	—	—	—	1,164	19,949	—	—
7 年 超 10 年 以 下	157,077	144,713	89,497	90,195	21,914	32,820	—	—	—	—	45,665	21,697	—	—
10 年 以 上	1,081,790	1,154,128	959,057	1,060,547	118,408	89,384	—	—	—	—	4,323	4,196	—	—
合 計	2,147,974	2,244,660	1,322,415	1,428,193	165,442	136,623	615	—	—	—	659,499	679,843	1,320	1,012

(注) 1. エクspoージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。

2. エクspoージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、株式および未収利息・仮払金等です。

3. エクspoージャー区分の「延滞エクspoージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクspoージャーのことで、貸出金のほかに未収利息も含んでいます。

4. 業種区分の「その他」とは、会員団体融資および投資信託等有価証券で区分が困難なものです。

5. 期間区分の「期間の定めのないもの」には当座貸越を含んでいます。

6. CVAリスク相当額および中央清算機関連携エクspoージャーは含まれていません。

7. 本表の記載対象から「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー」を除くことに関する取扱いは2018年度末から適用されたものであり、そのため2017年度末の計数にはこの取扱いを遡及適用していません。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

項目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2017年度	6	2	—	6
	2018年度	2	3	—	2
個別貸倒引当金	2017年度	36	21	—	36
	2018年度	21	17	—	21
合計	2017年度	42	23	—	42
	2018年度	23	20	—	23

用語の解説

◆「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額です。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

◆「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部または全部に相当する金額を計上する引当金のことです。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

■個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却			
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高							
					目的使用	その他								
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度		
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、探石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
サービス業	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	2	2	—	
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	31	17	17	15	—	—	31	17	17	15	—	—	—	
その他の	2	0	0	—	—	—	2	0	0	—	—	—	—	
合計	36	21	21	17	—	—	36	21	21	17	—	—	—	

(注) 1. 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

2. 業種区分の「その他」とは、NPO法人への融資残高です。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額					
	2017年度末			2018年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	11,763	277,023	288,787	—	259,222	259,222
10%	—	71	71	—	1	1
20%	2,981	587,847	590,828	2,503	615,721	618,225
35%	—	333,460	333,460	—	327,190	327,190
50%	7,110	76	7,186	6,909	0	6,910
75%	—	874,492	874,492	—	990,949	990,949
100%	896	45,286	46,183	—	35,819	35,819
150%	—	891	891	—	731	731
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	6,777	6,777	—	6,620	6,620
1250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	615	615	—	—	—
合計	22,751	2,126,543	2,149,295	9,413	2,236,258	2,245,672

(注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. 国債等のあらかじめリスク・ウェイトが定められたエクスポージャーについては、格付の有無にかかわらず「格付無し」に分類しています。

4. リスク・ウェイト区分のうち「その他」は、店頭デリバティブ取引等の分です。

5. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

6. 本表の記載対象から「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー」を除くことに関する取扱いは2018年度末から適用されたものであり、そのため2017年度末の計数にはこの取扱いを適用していません。

■信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫の信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要は、「リスク管理の体制 各種リスクへの取り組み 1.信用リスク」（16頁）に示すとおりです。

なお、信用リスクの管理状況および今後の対応については、リスク管理委員会で定期的に協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき右に示すとおり計上しています。

●正常先債権および要注意先債権

一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。

●破綻懸念先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

●破綻先債権および実質破綻先債権

償却する債権を除き、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は右に示すとおりです。

なお、当金庫ではエクスボージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

●株式会社格付投資情報センター（R&I）

●株式会社日本格付研究所（JCR）

●ムーディーズ・インベスター・サービス・インク（Moody's）

●S&Pグローバル・レーティング（S&P）

4 信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスボージャー

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスボージャー		3,077	3,002	468	470	—	—
ソブリーン向け		—	—	468	470	—	—
金融機関向け		—	—	—	—	—	—
事業法人等向け		501	501	—	—	—	—
中企業等・個人向け		2,576	2,500	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン		—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—
延滞		—	0	—	—	—	—

(単位：百万円)

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、「自己資本比率算出規程」において信用リスク削減手法を適用することを定めており、告示で定められた条件を満たしているエクスボージャーに對して、適格金融資産担保および保証を信用リスク削減手法として用いています。

クレジット・デリバティブの取り扱いはありません。

5 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

■与信相当額等

項目	2017年度末		2018年度末			
	派生商品取引	長期決済期間取引	合計	派生商品取引	長期決済期間取引	合計
グロス再構築コストの額(A)	198	—	198	—	—	—
グロスのアドオンの額(B)	416	—	416	—	—	—
グロスの与信相当額(A)+(B)(C)	615	—	615	—	—	—
ネットティングによる与信相当額の削減額(D)	0	—	0	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額(C)-(D)(E)	615	—	615	—	—	—
外國為替関連取引	335	—	335	—	—	—
金利関連取引	15	—	15	—	—	—
金関連取引	—	—	—	—	—	—
株式関連取引	183	—	183	—	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	50	—	50	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引	30	—	30	—	—	—
担保の額(F)	—	—	—	—	—	—
現金・自金庫預金	—	—	—	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額(E)-(F)(G)	615	—	615	—	—	—

(単位：百万円)

(注) 与信相当額は、カレント・エクスボージャー方式を用いて算出しています。

■クレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末
与信相等額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—	302	—
クレジット・デフォルト・スワップ	—	—	302	—

■派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、以下の派生商品取引を利用しています。

- **金利スワップ取引**……固定金利選択型住宅ローンの取り扱いに伴う金利変動リスクを避けるために利用しています。
上記派生商品取引の与信限度枠は「デリバティブ取引規則」で定めています。取引先の与信相当額が与信限度枠内に収まるよう管理することにより、

リスクを限定しています。そのため、担保による保全は行っておりません。また、リスク資本の割当についても行っておりません。

万一、当金庫が取引相手に担保を追加的に提供する必要が生じたとしても、担保として提供できる十分な資産を保有しているため、影響は限定的です。

なお、長期決済期間取引の取り扱いはありません。

6

証券化エクスポートに関する事項

■オリジネーターの場合

該当がありません。

■投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項)

保有する証券化エクスポートの額および主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

項目	2017年度末		2018年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポートの額	117	—	80	—
カードローン	—	—	—	—
住宅ローン	117	—	80	—
自動車ローン	—	—	—	—

(注) 再証券化エクスポートは保有していません。

保有する証券化エクスポートのリスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポート残高				所要自己資本の額			
	2017年度末		2018年度末		2017年度末		2018年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	117	—	80	—	0	—	0	—
50%～100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポート残高×リスク・ウェイト×4%

2. 再証券化エクスポートは保有していません。

3. 「1250%」欄のカードローン等は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

■証券化エクスポートに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、有価証券の運用を多様化することでリスクの分散を図るために、「投資家」として証券化商品の購入を行っています。リスクを限定するために、期初に策定する「資金運用方針」において運用対象の購入計画等を設定し、内容について資金運用委員会で確認するとともに、常務会および理事会への報告を行っています。

証券化取引の状況については、裏付となる資産の状況や時価・適格格付機関の格付等を定期的に取得するなどの方法でリスクの把握に努め、定期的に常務会および理事会に報告しています。

■証券化エクスポートについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額を算出しています。

■証券化取引に関する会計方針

当金庫の「有価証券等事務取扱要領」、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理しています。

- (注) 1. 金利リスクの算定手法は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しています。
 2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB(銀行勘定の金利リスク)」を含めた「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めに基づき記載しています。なお、表中のイ、ロ、ハ、ニ、ホへの記号は告示の様式上に定められているものです。
 3. 今回の開示は上記2.の告示改正の適用初年度にあたり、この告示の定めに従って「△EVE」の当期末(2018年度末)分のみ記載しています。なお、旧基準による「金利リスクに関する内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」(2017年度末)は、△9,114百万円(「△」はリスクがあることを示しています)ですが、この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、2018年度末の「△EVE」とは計測定義等が異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。
 4. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の減少額として計測されるものです。経済的価値が減少する場合をプラスで、増加する場合をゼロで表示しています。
 5. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるもので、金利収益が減少する場合をプラスで表示します。ただし、「△NII」については、2019年度末から開示いたします。

■金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、会員および間接構成員向け貸出金、労働金庫連合会への預け金、国債・地方債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っています。また、預金による調達を主として資金調達を行っています。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク(金利リスク、価格変動リスク、為替リスク)および信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債および金利スワップ等のオフバランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測等による計量化を行い、配賦されたリスク資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的にリスク管理委員会で協議し、常務会および理事会に報告しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク(IRRBB)について経済的価値の変動額である△EVEを計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

VaRによるリスク計測の頻度は月次ベースで、IRRBBにおける△EVEは四半期ベースで計測しています。この計測結果は、リスク管理委員会で協議し、常務会および理事会に報告しています。

■金庫が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

1. 開示告示に基づく定量的の開示の対象となる△EVEおよび当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2019年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は5.5年です。
- (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としております。
- (3) 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)およびその前提
コア預金内部モデル(Kijima Model)を用いて、2019年3月末の流動性預金のうち62.3%を市場金利に連動しない預金(コア預金)と判定し、0ヶ月から12ヶ月に計上しています。
- (4) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
保守的な前提の反映により考慮しています。
- (5) 複数通貨の集計方法およびその前提
保守的に通算毎に算出した△EVEが正となる通貨のみを対象としています。
- (6) スプレッドに関する前提
スプレッドおよびその変動は考慮していません。
- (7) 内部モデルの使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- (8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
IRRBBは2018年度末から計測を開始しているため、2017年度末は計測しておりません。
- (9) 計測値の解釈や重要性に関する説明
△EVEの計測値は、当金庫における健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

2. 当金庫が、自己資本の資本度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

- (1) 金利ショックに関する説明
当金庫ではVaR(バリュー・アット・リスク)をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去一定期間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。
- (2) 金利リスク計測の前提およびその意味
VaRは、有価証券については、「信頼区間99%」「観測期間240日」「保有期間20日」の条件で測定し、有価証券以外については、「信頼区間99%」「観測期間250日」「保有期間120日」の条件でVaRを測定しています。

10 オペレーション・リスクに関する事項

■オペレーション・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーション・リスクを①事務リスク②システムリスク③法務リスク④風評リスク⑤人のリスク⑥有形資産リスクに区分し、管理しています。

オペレーション・リスク管理については、「リスク管理方針」の中で上記①～⑥の各リスクの管理方針等を定めています。

オペレーション・リスクの管理にあたっては、統括部署である総合企画部がオペレーション・リスク全体を管理し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。

管理状況および今後の対応については、定期的にリスク管理委員会で協議し、常務会および理事会に報告しています。

■オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算出しています。

◆リスク管理債権の状況

■リスク管理債権(破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額)

区分	2017年度末	2018年度末
リス ク 管理 債 権 合 計 (A)	6,982	6,641
破 綻 先 債 権	341	961
延 滞 債 権	6,088	5,235
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	552	444
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—
保 全 額 (B)	6,982	6,641
担保・保証等による回収見込み額	6,964	6,625
貸 倒 引 当 金	18	15
保 全 率 (B) / (A)	100.00%	99.99%
貸 出 金 残 高 (C)	1,263,477	1,370,676
リス ク 管理 債 権 比 率 (A) / (C)	0.55%	0.48%

(注) 1. 保全率は100%を上限として記載しています。

2. 金額は決算後(償却後)の計数です。

用語の解説

◆「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されないなどの貸出金のことと、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3ヶ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」があります。

◆「破綻先債権」とは

借り手の倒産（個人の場合には、自己破産・民事再生）などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

◆「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のことです。

「将来において償却すべき貸出金に変わるべき可能性の高い債権」ということになります。

◆「3ヶ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入って来なくなる（会社の業績不振等）などの理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3ヶ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

◆「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本

の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取り決めを行っている貸出金のことです。（ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。）

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

◆「担保・保証等による回収見込み額」とは

リスク管理債権のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる額です。

◆「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことと、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「3ヶ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

■金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」

2019年3月31日現在の資産査定等の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

項目	2017年度末	2018年度末
金融再生法上の不良債権 (A)	6,983	6,642
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,101	2,372
危険債権	4,329	3,826
要管理債権	552	444
保全額 (B)	6,983	6,642
担保・保証等による回収見込み額	6,964	6,626
貸倒引当金	19	15
保全率 (B) / (A)	100.00%	99.99%
正常債権 (C)	1,258,149	1,365,670
合計 (D) = (A) + (C)	1,265,132	1,372,312
金融再生法上の不良債権比率 (A) / (D)	0.55%	0.48%

(注) 1. 保全率は100%を上限として記載しています。

2. 金額は決算後（償却後）の計数です。

3. 単位未満は四捨五入して記載しています。

用語の解説

◆「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返し、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権およびこれに準ずる債権のことです。

◆「危険債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返し、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受け取りができない可能性が高い債権のことです。

◆「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3ヶ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

◆「正常債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返し、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態および経営成績に特に問題がない債権のことです。

◆「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる額です。

◆「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことと、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

資料編

■資産査定に係る各種基準の比較表

当金庫の「資産査定の債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労金法施行規則に基づくリスク管理債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

■資産査定の債務者区分

区分単位	債務者単位
対象債権	債権
定義 債務者区分	労働金庫の資産査定規程
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
その他	国および地方公共団体に対する債権および被管理金融機関に対する債権

■償却・引当基準

区分単位	債務者単位
対象債権	債権
定義 債務者区分	処理基準 分類
IV分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰り入れる。
破綻先	III分類
	全額を個別貸倒引当金に繰り入れる。
	非・II分類
	IV分類
	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰り入れる。
実質破綻先	III分類
	全額を個別貸倒引当金に繰り入れる。
	非・II分類
破綻懸念先	III分類
	必要額（合理的に見積もられたキャッシュフローにより回収可能な部分を除いた残額）を個別貸倒引当金に繰り入れる。
	非・II分類
要注意先	要管理債権 II分類
	予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰り入れる。 (注1)
要管理債権 以外(注5) 要管理先以外の 要注意先	非分類
	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰り入れる。 (注1)
正常先	II分類
	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰り入れる。 (注1)
その他	非分類
	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰り入れる。 (注1)
その他	一
	引当は行わない。

■債権の区分（金融再生法に基づく報告・公表）

区分単位	債務者単位
対象債権	総与信
定義 債権区分	労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条
(注2)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権
(注2)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
危険債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権
3ヶ月以上延滞債権 要管理債権（債権単位）	元金または利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出金
貸出条件緩和債権	経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金
正常債権 (注3)	債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権

■リスク管理債権の区分（労金法に基づく開示）

区分単位	債権単位
対象債権	貸出金
定義 債権区分	労働金庫法施行規則第114条
(注4)	
破綻先債権	債務者が破産、会社更生、民事再生等の申立を行ったこと、および銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金
(注4)	
延滞債権	元金または利息の支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金
(注4)	
延滞債権	
3ヶ月以上延滞債権	元金または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金（破綻先債権、延滞債権を除く）
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権棄棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権を除く）

(注1) 一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。

(注2) 債却・引当基準と金融再生法の差（網かけ部分）は、直接債却額分です。

(注3) 総与信のうち要管理債権にかかる貸出金以外の債権（未収利息等）については、正常債権に含まれます。

(注4) 金融再生法とリスク管理債権の差（網かけ部分）は、「対象債権」の違いによります。ただし、貸出金元金については、債務者区分により名寄せを行うので、破綻懸念先以下の貸出金未収利息を名寄せした債務者ごとに原則どおり一律資産不計上とした場合は、債務者区分の破綻懸念先以下の貸出金元金合計額と、リスク管理債権の破綻先債権と延滞債権の合計額が一致します。したがって、債務者区分から集計する金融再生法の下位二区分の合計額（貸出金分）にも一致することとなります。

(注5) 要管理債権を有する債務者の、3ヶ月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。